

Newsletter

日本 IPBA の会

お問い合わせ：IPBA事務局 〒東京都港区六本木六6-2-31 本木ヒルズノースタワー7階
Tel. 03-5786-6796 Fax 03-5786-6778 E-mail: ipba@tga.co.jp Web site: www.ipba.org

IPBA 第20回シンガポール大会



シンガポール大会の成功と 2011年京都/大阪大会に向けて

2011年京都/大阪大会 Host Committee 委員長
IPBA (次期) 会長 国谷 史朗
(大江橋法律事務所)

1. リー・クアンユー顧問相の迫力

86歳にしてなおシンガポールを事実上方向付けているリー・クアンユー氏は期待通りの人物でした。86歳には見えない明晰な喋りと洞察力に満ちた意見、会場からの質問にも当意即妙に答えるウィット、世界の誰にも遠慮しないはっきりとした物言いなど、歴史に残る人物の話の聞いたことはよい経験でした。シンガポールは横浜や大阪と同程度の人口の都市国家ですが、生き残りのための明確な政策のいくつかは日本でも採用できるのではないかと感じました。英語教育の徹底、地域を指定した大胆な経済活性化策、地政学を十分理解した上での外交政策など、日本の指導者や我々が学ぶべき点が多々あります。

2. ゴア元副大統領の雄弁さ

今や環境問題の第一人者となったゴア元副大統領の俳優のような身動きと表情豊かなスピーチも印象的でした。この演説の上手さが大統領選挙中に身につけていたなら、ブッシュ氏との大

統領選には間違いなく勝利できたであろうと皆が話し合っていました。当時は知的な優秀さのあまり、ブッシュ氏を小馬鹿にした表情がテレビに映ってしまい、一般有権者の反感を買ったのが惜まれるところです。1時間強のスピーチに30万ドルかかったのですから、必ずしも安いとは言えませんが、それだけの価値はあったと思います。1時間に30万ドルを払って他の国から招待を受ける日本の指導者がいないのが残念でなりません。京都大会にも日本の政治家を呼ぶか悩んだところですが、世界における知名度の低さを考えると躊躇せざるを得ません。

3. マリーナ・ベイ・サンズ(会場)のトラブル

3つの高層ビルを空中庭園とプールで結ぶという壮大な建築物は、残念ながらオーナーの資金不足から6ヶ月も工事が遅れ、まだ建設中でした。多くの国際会議に参加してきましたが、スピーカーのスピーチの途中にいきなり停電し、マイクも使えなくなったのには大変驚きました。停電を解消できないため部屋を移してのプログラム続行となりましたが、一生に二度とないであろう珍事は印象的でした。大会のホスト・コミッティーは余りのホテルの状況の酷さに一定の支払を留保したのですが、現地では訴訟沙汰に発展し、リー・クアンユーとアル・ゴアが参加したこともあって、現地マスコミの注目を浴びているようです。訴訟の行方は分かりませんが、リー・クアンユーの出席した会議で、最高裁の判事がスピーチ中に停電をしたことなどを考えれば、ホテルオーナー側にとっては分の悪い訴訟になると思われます。

4. 大統領府、ユニバーサル・スタジオ/和服姿

ゴルフ場を有する広大な大統領府でのディナーやユニバーサル・スタジオでの夕食会も印象深いものでした。ホスト・コミッティーのスレッシュ弁護士が京都/大阪大会のプロモーションのために尽力し、シンガポールでの京都/大阪大会への登録が300人に達した場合には、私が

水着姿か着物姿になる（女性の着物姿であると誰もが誤解したようですが）と宣伝しまくってくれたおかげで、300名には届かないものの2011年の登録数は260人に達しました。シンガポールの登録数1089名のうち、マニラ大会で約220名登録したようですので、シンガポールの10%アップの参加を目指す2011年大会としてはまずまずのスタートと言えます。（写真にあるように、私は三宅・山崎法律事務所の中山達樹弁護士のご好意もあり、彼の着物を借りて初めて着物姿になりました。）



5. 2011年京都/大阪大会に向けて - アジア裁判制度比較研究会、APECとの関係、iPS細胞、Corporate Counselの参加

シンガポールではIPBA史上初の1000人の大台超えの1089名の参加がありました。シンガポールより人口はるかに多い日本としては10%アップの1200名を目標として、ホスト・コミティー一丸となって頑張っていきます。

IPBAの日本の若手弁護士を中心としたアジア11カ国/地域における裁判制度比較の研究会は、約60人の弁護士の熱い参加を得て活発な活動を展開しつつあります。京都/大阪大会において成果発表の機会を是非設けさせて頂きたいと考えています。

今年はAPEC日本年で閣僚級会議や首脳級会議が各地で行われていますが、IPBAは日本の外務省、経済産業省、法務省などとともに、APECと今後いろいろな協力関係を構築しようと検討しています。その協力の一環として5月31日に札幌で行われた投資をめぐるシンポジウムには、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の西川高幹弁護士がスピーカーとして参加してくれました。西川弁護士は経済産業省に任期付外向し、通商関係の経験をお持ちです。IPBA

とAPECの関係構築の協力者として登場して頂いたことを有難く思っています。2011年の京都/大阪大会でもAPECとの関係を議論する特別セッションを設けます。

京都/大阪大会のメインテーマは「イノベーション」です。iPS細胞で世界的に有名な山中伸弥教授に人類の生き方を変えるかもしれないiPS細胞についてのご説明を頂いた後、日本とアジア・環太平洋地域におけるイノベーションを議論していきたいと思えます。米国からの駐日大使であるジョン・ルース氏（元シリコンバレー最大のローファームであるウィルソン・ソーンシーニ事務所のマネジング・パートナー）は個人的にも大変このIPBA大会にも興味を示されています。自らがAppleやGoogleのために貢献してきたイノベーションにおける弁護士業務についてお話頂くと同時に、今後のIPBA関連地域への実務的で強力なメッセージを飛ばして頂けるものと期待しています。

シンガポールで開かれた理事会でコーポレート・カウンセラー（会社や行政庁などで働く日本、ニューヨーク州弁護士資格などを有する方）には特別の参加費（約50%の割引）で参加して頂けるようになりました。より多くのコーポレート・カウンセラーの方々の参加を得てIPBAの活動がより多面的、活発になることを期待しております。会社や行政庁などに所属し日本、ニューヨーク州などの弁護士資格を有する方の多数の参加をお願いするようホスト・コミティーとしても努力したいと考えております。

来年、多くの方が京都に集まって頂けることを期待しております。



京都大会登録風景。大変盛況でした。

PBA シンガポール大会に参加して 弁護士 植村 幸也 (アンダーソン・毛利・友常法律事務所)

IPBAの大会に参加するのはシンガポールが3回目でしたが、今回は「Antitrust Enforcement around the Region」というパネルでスピーカーを務めさせて頂きました。独禁法という、かなりマニアックな分野であるにもかかわらず、まずまずの数の出席者にも参加して頂き、日本の独禁法について多くの国の人知ってもらおう良い機会になりました。

他の国のスピーカーの話も興味深かったので、以下にいくつかポイントを記します。

中国では、単独行為規制（概ね私的独占に対応）が、非価格制限行為を担当するSAICと価格制限行為を担当するNDRCの2つに管轄が跨ってしまう点が問題である、との指摘がありました。単独行為規制は非価格制限的側面と価格制限的側面を持つことが多いからです。

アメリカではシャーマン法でカバーできない行為をFTC法5条でカバーしようという動きがある、とのことでした。また、反トラスト法に消費者保護の基準を適用する傾向がある、とのことでした（インテル事件など）。アメリカの反トラスト法といえば経済分析中心の印象が強かったので、これは意外な指摘でした。

韓国については、最近の課徴金の高額化など、韓国公正取引委員会の積極的な執行方針がとても印象的でした。

質疑応答の時間にご当地シンガポールの弁護士からコメントがあり、シンガポールの独禁法では、反競争性の判断にあたり、消費者余剰よりも総余剰を重視する傾向がある、とのことでした。この弁護士によると、シンガポールの当局は経済学者が多くてシカゴ学派的発想の人が多く、シンガポールのような小さな経済で消費者余剰基準を取ると企業が海外で戦えないから、という背景があるそうです。

例えば日本でも総余剰基準を取ればキリンとサントリーのような内需中心の企業同士の合併が認められやすくなるでしょう。経済学の理論では総余剰基準が正しいのですが、理論をそのまま政策に採用している国があるというのは驚きでした。

国際会議で独禁法の話の聞くと常々思うのですが、独禁法は各国当局が真に協力するインセンティブがある稀な法律です。例えば国際カルテルの調査は世界中で協力する必要が間違いなくありますし、合併規制も各国で考え方がまちまちでは困ってしまいます。しかし、刑法が各国で違っても、誰もあまり疑問に思わないでしょう。

これからも日本の独禁法が世界標準に追いつくというレベルではなく、世界に貢献できるように（ましてガラパゴス化などすることがないように）、IPBAのような国際会議の場などを通じて、微力ながら頑張っていこうと思います。



Conference Theme: Innovation

基調講演：

John V. Ross	駐日アメリカ合衆国特命全権大使
松本紘	京都大学総長
山中伸弥	京都大学 iPS 細胞研究所長
長谷川閑史	武田薬品工業株式会社 代表取締役社長

会場：京都国際会議場

詳細・ご予約は、京都大会オフィシャルウェブサイトでご確認下さい。(www.ipba2011.org)
以下の IPBA ウェブサイトよりリンクされております。

<http://www.ipba.org>

(シンガポール大会の楽しい写真も、もっとご覧になれます。)

運営事務局(株式会社コングレ 内)

TEL: 06-6229-2555

FAX: 06-6229-2556

E-mail: ipba2011@congre.co.jp

IPBA と言えば、色んな人・国をつなぐ機会 弁護士 ガブリエル・ブルース・村井 (きっかわ法律事務所)

以前、オーストラリアで日本語を学び始めた頃、最初に覚えた漢字の中の一つは、「人」という字でした。初めから日本人の先生に恵まれ、漢字という存在を初めて知った時、感動を覚え、目の前に新しい世界が開けて行くような、期待と興奮が沸きあがってきたのを覚えています。その先生は、当時、説明として、「人という字には、上の線がなければ、下の線が落ちるし、又下の線がなければ、上の線も落ちるのよ。すなわち人間と同じくこの漢字も、一つの線だけでは、役に立たず、他の線が存在しお互いに支え合っているからこそ、使えるものになるのよ」という話をされたのです。人間は力を合わせなければ何もできないという説明に納得し、その漢字を直ぐに憶えました。

そして、IPBA についても、日本人の発案によって 20 年程前に始まったとお聞きし、納得しました。グローバル化が進む中、Eメール・インターネットのお陰で世界が確かに小さくなって行く気がしますが、それだけに、人と人が実際に出会う機会が与えられ、人と人とを繋いで行く場面を生み出すことは、欠かせないことだと言っても言い過ぎではないでしょう。グローバル化のテクノロジーが進む中、本来の「人間的なふれあい」を忘れてはいけないと思います。

参加させていただいた IPBA シンガポール大会では、様々な国から弁護士や裁判官と触れ合える機会が与えられ、大いに励まされた上に、法律家が色々な場面で活躍していることを実感しました。1000人以上の参加者の全員と話すことはできませんでしたが、出会うことのできた方の中で少しでも距離が縮むことができ嬉しく思います。そして、これからは、何らかの活動に力を合わせて一緒に取り組む機会があれば、今まで不可能と言われたことも可能にすることができるような、希望に満ちた思いが残っています。

セミナーについて

出席したセミナーは全て、質が高く、タイムリーな話題が色々取り上げられていて興味深かったですが、その中で特に印象的だったのが以下の3つでした。

1. Lee Kwan Yew 氏との Q & A、2. 前米国副大統領、Al Gore 氏による演説 と 3. Transnational Issues for Judges in the New Global Financial and Business Climate というセミナーでした。



著者(中央) ユニバーサルスタジオにて

Lee Kuan Yew 氏は、90歳に近いにもかかわらず、とても聡明でユーモアのある方だとの印象を受けました。問われた多岐に亘る質問の一つ一つに、豊富な経験と知識から丁寧に答えられ、必要に応じて適宜一般的な話や具体的な例を挙げながら話される様子が印象的でした。

Al Gore 氏の講演を聞いている間は、久しぶりに教会に入ったような気がしていました。Gore 氏の話し方も上手で、まるで牧師さんのように情熱的でユーモアも混じえておられました。そして人間のある意味での(環境による)滅びのような話もされていました。終わった直後、刺激を与えられたような気がしました。環境問題は確かに重要で、自分なりにモノを再利用・リサイクルしたり、植林活動も生活の中に取り入れようと努力しているつもりだったのですが、やっぱりまだまだ足りませんね・・・。

様々な裁判官による講演は、太平洋地域(米・豪・新・日とシンガポール)出身の裁判官がご自身の観点で発表されたものです。英米法中心の内容でしたが、1つ記憶に残った意見は、「グローバル化が進む中、国境を越えた訴訟手続きが多くなる傾向が見られるため、必要に応じてお互いの法的資格を認め合うことを検討する価値があるかもしれませんが」との意見でした。これからは、地球が小さくなって行き、国境を越えた繋がりが必要がますます高まるような気がします。一人では何もできない現実を更に実感させられます。そして未来も。

IPBA 会員の1年目、日本で働いているオーストラリア人弁護士：ガブリエル・ブルース村井

IPBA シンガポール大会に参加して 弁護士 吉村 尚美 (北浜法律事務所・外国法共同事業)

IPBA シンガポール大会に、今年初めて参加し、貴重な経験を得ることができましたので、以下簡単にご報告したいと思います。

今年のシンガポール大会は、初めて参加者が1000人を超えたとのことで、大規模かつ活気的な大会となりました。Inter-Pacificといいつつ、アフリカのケニアや、南米のチリ・アルゼンチン、中東のイスラエル、北欧のノルウェーなど、まさに世界各国から弁護士が集い、その中にいるだけでワクワクしました。

また、国籍が多様だただけでなく、韓国代表の弁護士がドイツ国籍だったり、中国代表の弁護士がアメリカ国籍だったり、出身国や国籍と、実際に働いている場所(オフィス)が、必ずしも一致していないことが非常に多かったのが、私にとっては驚きでした。あるアメリカ人女性は、「母国アメリカで仕事をしていただけ、リーマンショック以後、アメリカで魅力的な仕事が減ったので、香港に仕事の拠点を移した。」とっていました。「就職した会社で一生勤めあげる。」という日本人の考え方が時代遅れだという話は時々耳にしますが、「(基本的に)日本で日本人として働き続ける。」という、日本人としてはごく一般的な生活スタイルも、世界レベルではむしろ珍しいのかもしれない、感じました。

英語には、多少の親和性はあると意気込んで参加したものの、ほんの3日間とはいえ、朝から晩まで初対面の方と英語で話をし続けたり、英語のプレゼンを聞き続けたりするのは、それ自体が、予想



2010年5月3日 Al Gore氏の講演
“Thinking Green: Economic Strategy for the 21st Century”

以上に気力を消耗するものでした。日常会話のみならず、自分の仕事の内容について少し突っ込んだ質問をされたときに単語に詰まったり、プレゼンの中でスピーカーがジョークを言って周囲を笑わせているときに、自分ひとりが、意味が分からず置いてけぼりになったりした場面では、激しく自分の語学力不足を痛感しました。日本語と外国語の区別をまったく感じないくらいに、英語を使いこなせるようになりたいと、改めて気を引き締めました。

大会のプログラムでは、シンガポールの元首相リークワンユー氏や、アメリカ元副大統領アル・ゴア氏による、環境問題をテーマにしたプレゼンがあり、日本人にはない熱弁っぷりや、どんな質問に対しても深い洞察力に基づき一本筋の通った回答をする様子が、世界のリーダーたる威厳を感じさせて、非常に印象的でした。また、世界の投資傾向をテーマにしたパネルディスカッションでは、世界各国を代表する約10名の弁護士が、持ち時間の中で、自国の投資傾向や、ディールをサポートする弁護士として特に注意すべき規制・制度などを紹介しました。当然のことながら、各国の法規制を理解することはできませんが、こういうところに落とし穴があるのだ、という印象を得るだけでも、自分の引き出しが増えますし、実際に仕事 came 場合にはこの人に連絡したら良いのだ、というコネクションを得ることで、自分の仕事の幅が広がるのを感じました。

そもそも、私自身が、プレゼンの内容を半分ほどしか理解できなかったというお恥ずかしい状況ですが、日本人の質問者がとても少なかったのが寂しかったので、来年の京都大会では、1つでもスピーカーに質問することを目標にしたいと思います。そして、質問に対して返ってきた答えが分からないという状況にならないよう、日々精進していきたいと思っています。

2010年 IPBA シンガポール大会に参加して 弁護士 菊田 聖子（フォックスマンダール・リトル）

冬の長いミシガンから南国インドに渡ってほぼ1年を迎えようとしている。私は現在、インドのFox Mandal Littleのバンガロール事務所に勤務している。IPBAへの参加は今回が初めてであり、しかも開催の1週間程前に急遽参加が決まり、プログラムの内容に期待を膨らませる余裕も無いままの慌しい参加となった。渡航の前日にちょうどJETROのチェンナイ事務所開設式があり、その足でシンガポールに渡航することとなったのだが、暑くごちゃごちゃしたチェンナイの町中から綺麗に整備され物の溢れるチャンギ空港に降り立ち、牛も犬もない見事に舗装された道路を抜け、青空を縁取る高層ビル群を眺め、ホテルに到着するまでのタクシーの中でしばし浦島太郎のような気分を味わった。



参加者とイスターナ（大統領官邸）にて（撮影：菊田聖子）

IPBAの各種セッションは、新しくオープンしたカジノ・リゾート複合施設マリーナ・ベイ・サンズのコンベンション・センターで行われた。しかし、今回のIPBA大会のために政府関係者の圧力で急遽開業したらしく、建設工事は未完成であり、宿泊先のホテルでは水漏れや鍵・インターネットの不具合、イベントの最中には工事の音が響き渡ったりする等のトラブルが発生したが、大会運営者もジョークのネタにする等、今回の会議をコミカルに彩る一面となった。

個人的に、今大会の最大の目玉は、シンガポール建国の父、リー・クワンユー元首相（現内閣顧問）及びアル・ゴア元米国副大統領のトークであった。リー・クワンユー氏の会談では、会場の質問者から、失敗と揶揄されるコペンハーゲン会議についての感想や今後の行方、あるいはシンガポール発展の秘策等様々な質問が飛び出したが、一つ一つ

に対して同氏の簡潔かつ鋭い指摘がなされ、なるほどと思わせる点が多かった。特に、他のアジア諸国の発展と比較したシンガポールの発展についての質問に対して、同氏が英語教育と謙虚さの重要性を繰り返し強調していたことが印象深い。彼の独裁的・権威主義的政治手法には多々意見もあると思うが、この高齢にして衰えない国際政治の分析力、確たる信念、言葉の重みに、真の指導者とはこういうものかと感心した。他方、アル・ゴア氏の講演は同氏のライフ・ワークである地球温暖化問題にフォーカスしたものであった。具体的な数値や身近な例を挙げて問題の深刻さを訴え、舞台を歩き回り手振り身振りを交える等、熱の溢れる講演となった。

大会参加の最大の収穫は、イベントの内容もさることながら、開催期間中に広がるネットワークだろう。4日間の開催期間中に交換した名刺を集計してみると、合計147枚。参加する前に事務所のパートナーから名刺200枚交換のノルマを言い渡されており、それには及ばなかったが、これほどの数の弁護士と言葉を交わすだけでも相当な経験になる。内訳を見てみると、やはり地元シンガポールの弁護士の名刺数が一番多いが、近隣のマレーシアやタイ、ベトナム、ミャンマー、フィリピン、インドネシア、それにインド、オーストラリア、日本、中国、台湾、韓国、イギリス、フランス、ドイツ、イスタンブール、イスラエル、米国、チリ、とあり、集まった名刺を見るだけでも大会の幅広さが良く分かる。司会者の話では今回51カ国から参加者が集ったそうである。これだけあると、名刺1枚1枚から本人の顔や会話の内容を思い出すことは難しいが、何人かの弁護士とは、事務所のマネジメントや法実務の違い等、より深い話をする事ができ、非常に参考になった。今後、会の参加を重ねるごとにより関係を深め、仕事の面でも何か一緒に出来ればと願っている。大会では、大学時代の懐かしい友人に出会えたことも大きな喜びであった。卒業以降別々の途を歩み、住む場所も今は遠く離れているが、こうして十数年ぶりに偶然にも大会で再会することができ、IPBAに感謝したい。



2010年5月3日イスターナ（大統領官邸）

来年の IPBA 大会開催地は京都、そして 2012 年はインドの予定である。いずれの地も私にとっては馴染み深いだけに、宿泊や交通、食事の手配、アトラクション等々、これだけ多様な大会参加者に満足してもらえるようなホスピタリティの提供には、難しい課題が多々あるのではないかと少し心配である。今回のように、少々の不便も冗談で笑い飛ばすようなセンスや大らかさも大会運営者には必要かも知れない。今回は、初参加ということもあって右も左もよくわからず全て受身の参加で合ったが、今後は委員会等を通じて積極的に参加・貢献できる方法を模索してゆきたいと思う。では、来年の IPBA 大会でまたお会いしましょう！



ユニバーサル スタジオにて（撮影：菊田聖子）

IPBA シンガポール大会に参加して 弁護士 黒田 愛（久保井総合法律事務所）

5月1日～5日まで、シンガポールで開かれた IPBA の総会に参加しました。IPBA の大会の参加は今回が初めてで、シンガポールを訪れるのも初めてでした。プログラムへの参加やレセプション、ディナー等の公式行事を通じて、世界中から来た弁護士と話げできたことが、一番、参加してよかったと思うことです。プログラムの中では、1日目のシンガポール初代首相リー・クワン・ユー（現顧問相）のお話、2日目の米国のゴア元副大統領の講演は、いずれも素晴らしく、それだけでシンガポールまで来てよかったと思う内容でした。そして、個人的に面白く参加させてもらったのが、大会3日の午前中の、Legal Storm, from Turbulent Times と銘打ったセッションでした。本稿ではこのセッションについて紹介します。

Legal Storm, from Turbulent Times のセッションの前半は、モデレーターから、各世代ごとに分類した、キャリア志向や働きがいに関するアンケー

ト調査結果が発表され、その後、法律事務所のパートナーや企業の法務担当の方ら6～7人のスピーカーが意見を交わしました。特に面白かったのは、アンケートの調査結果でした。世代で言うと、私はジェネX（30歳から45歳）に分類されます。ジェネXの上の世代が、ベビーブーマー世代（46歳から63歳まで）、さらにその上がトラディショナル世代（64歳以上）と分類されます。そして、29歳以下はジェネY世代となります。

調査結果の中で特に印象に残ったのは、1ヶ所の事務所で働く期間について、トラディショナル世代の80%が「5年以上」と答えたのに対し、ベビーブーマー世代では「5年以上」は53%にとどまり、ジェネX世代で「5年以上」は45%、そして、ジェネY世代になると「5年以上」が24%に減少、「5年まで」が45%、「3年まで」と答える割合が31%に達しているというアンケート結果でした。世代が若くなるほど、1つの事務所に長く勤務することにこだわりを持たないことが調査結果ではっきり出ていました。

また「最大の動機付けとなるもの」という質問に対する回答から、世代によって、動機付けが大きく異なることを教えられました。トラディショナル世代のNo1は「事務所のカルチャー」（37%）ですが、ベビーブーマー世代のNo1は、48%が答えた「サラリー」でした。トラディショナル世代の方は、既に十分稼いできたので、今はサラリーにはそれほど興味がないということでしょうか。それとも何か心境の変化があるのでしょうか。私の属するジェネXでも1位は「サラリー」（46%）で、続く2位に「ワーク・ライフバランス」（28%）、そして3位が「仕事の広がりや深さ」という回答でした。子育て世代であると同時に、仕事面、金銭面での充実感を求めているのだと実感します。欲張り過ぎて健康を害さないよう注意です。最後にジェネYですが、予想に反して、サラリーへのこだわりは多くなく、サラリー（19%）、メンタリングやフィードバック（20%）、仕事の広がりや深さ（20%）、ワーク・ライフバランス（20%）、事務所のカルチャー（13%）と回答が分散していました。面白かったのは、経営者側が考える「ジェネYにとっての動機付け」の第2位に「フォーマルトレーニング」が入っていたのに、ジェネY自身は「フォーマルトレーニング」を全く評価していなかったことです。形式的なお仕合せの教育より、その都度その都度の指導の方を好むということのようです。また、サラリーや、事務所のハード面への要望が低い数字であることについて、一人のスピーカーが「これは、決して関心がないのではなく、ジェネYは恵まれて育てており、全てを当たり前と思っていることに注意しなければならない」とコメントされていました。

このようなアンケート結果等を踏まえ、後半は、4つのグループに分かれて、「法律事務所は、才能があつてやる気のあるジェネY（29歳以下）の弁護士をいかに引き付けられるか？」というテーマに関する4つのサブトピックについて議論をしました。私のグループは、「ジェネY世代にとって経営参加をいかに魅力的なものにするか？」について意見を申し出しました。マーケティング活動にインセンティブを与えるべし、時間にはフレキシビリティを持たせるべし、事務所内に何通りかのキャリア・コースを用意する方がよい、といった意見が出されました。興味深かったのは、ジェネY世代と見受けられる若い女性の弁護士が、「最初にもらった給料が、父親の給料より多かった。なんでこんなにたくさん給料がもらえるのか理解できなかった」と言っていたことです。「自分の仕事は役に立っている。」と認識できて初めて、これに見合うサラリーが欲しくなる、そんな心情はとてもよく理解できました。そのような思いが、サラリーだけでは若手を引き付けることができない理由でしょうか。

翻って日本に目をやれば、近年司法試験合格者が急激に増加し、修習生の中には就職先がなかなか見つからずに苦労している人が多い現状です。有名ロースクールを卒業し、優秀な成績で司法試験にパスした方々は「引く手あまた」なのでしょう。私の目からは、ほんの一握りに過ぎないように見えます。そこで、私が「日本では弁護士の数が急激に増えているので、日本のジェネYにとっては就職先を見つけることが最も重要なことである」と発言すると、他の参加者からは「日本ではジョブ・ギャランティーが大切なんだね。」と共感する声がありました。ただ、確かに日本の若い弁護士にとって就職することが最重要課題ですが、どんな仕事でもよいかというとそうではなく、やりがいをもって一生懸命働く動機付けとして、サラリーや、事務所のカルチャー、仕事の質、教育制度、ワーク・ライフバランスといった様々な要望があることは世界共通であろうと思います。

最初、「Legal Storm, from Turbulent Times」というタイトルを見て、いかにクライアントをゲットするかというマーケティング的な話かと思いましたが、若い弁護士にとっていかに魅力的な事務所であるべきかという視点からの討論で、いろいろと考えさせられたセッションでした。

来年のIPBAは京都で開かれます。シンガポールで出会った人々とまた京都で出会えるのをとても楽しみにしています。

IPBA Scholarship Program

IPBAでは毎年6～8名の奨学生をIPBA年次総会に招待しています。この制度には1)Lawyers from Developing Countries, 2)Young Lawyersの2つのカテゴリーがあり、シンガポール大会ではシンガポールの弁護士会から総額SG\$15,000の寄付を寄せていただき、6名の奨学生を招待することができました。

来年の京都大会では是非日本でも資金集めをして近隣諸国の該当する弁護士仲間そして若い弁護士たちに京都に来て学ぶ機会を作ってあげたいものです。本プロジェクトにご興味のある方は是非IPBA事務局（電話：03-5786-6796 E-mail: ipba@tga.co.jp）までご連絡下さい。

IPBAのウェブサイトでは、プログラムの詳細やシンガポール奨学生のレポートを掲載しております。

<http://www.ipba.org>



シンガポール大会にて。奨学生への証書授与式

IPBA シンガポール大会

内田 洋子

成人式を迎えたIPBA シンガポール大会は、ひとときわ盛大で祝賀ムードで満載だった。

建国の父・リー クアン ユー氏の登場、基調講演は、アル ゴア氏、そしてイスターナという大統領官邸でのガーデンパーティー。シンガポール在住の方も初めて中に入ったという特別の場所。マレー系の大統領も臨席されて、南国のお料理の並ぶ屋台で語らう夕べ。美しい国際都市・シンガポールを満喫させていただいた。

アジアの金融・経済の中心として 戦後のこの国を導いてきた偉大なるリーダー・リー クアン ユー氏のスピーチの中に、「英語を公用語としたことが国の発展の秘策だった」事が述べられていた。確かに淡路島くらいの面積の国を世界で名だたる貿易立国にする為に必要な事は、資源よりもそれを扱う為の「言葉」が重要である点に注目してきた政策は鋭いと思う。ここに集った千人余りの国際弁護士の先生方も、しかり。

ホテルの海に面した部屋からは沖に行き交うたくさんさんの商船が見える。しかし、我々が投宿したホテルは3日前に開業してばかりと聞くが実際はまだ工事中で、電話は不通、電気は止まり、キーは使えない。あわててフロントに英語で訴えても、にこにこゆっくり答えが返ってくる。「それならお部屋を替えましょう」

すべての社会のインフラが完璧に動いている日本では考えられない経験で、「アジアの奇跡」と呼ばれる安全で清潔な国・シンガポールでこのような事態になろうとは予想外だった。しかし、ほんの数十年前の日本でも、時々停電、断水は日常茶飯事だったことを思い出して、文句を言った事を恥ずかしく思った。この国の素晴らしいホスピタリティーと発展途上のエネルギーに感謝の意を表したい素晴らしい大会だった。

追記：

いよいよ来年は京都で年次大会が開催されます。シンガポールへのお返しとして、日本に来られる皆様に日本の素晴らしい伝統、文化を堪能してもらえよう、ホスト国の「夫人会」として少しでも役に立てればと思っています。

* 内田晴康弁護士（森・濱田・松本法律事務所）夫人



イスターナにて。著者（右端）



左から前事務総長 Arthur Loke 弁護士夫人、Teodoro D. Regala 前会長夫妻、三宅能生前会長夫人



Special Message from the President of IPBA made at Annual General Meeting in Singapore May 5, 2010

The Spirit of Katsuura
IPBA President, LEESuet Fern
Stamford Law Corporation (Singapore)

Thank you all for attending our 20th IPBA Annual Conference in Singapore. Some 1089 attended the Singapore conference; we are deeply humbled that so many of you have come. However, because this is the IPBA, the success of any Conference is not measured by numbers attending, although that is naturally important to the IPBA as an organisation. Because this is the IPBA, the Conference is only successful if you have found the content of our sessions useful and, most importantly, had fun and friendship in Singapore. We hope you have.



I would, however, like to talk today about another IPBA Conference and the men behind it. This is the very first IPBA Conference in April 1991 at the Tokyo Bay Hilton. It may just be an amusing coincidence that this 20th Conference is also being held at a “bay” hotel, Marina Bay Sands. Our very first President was Justice Kunio Hamada,

who has continued to support the IPBA and was a speaker at this 20th Annual Conference.

Perhaps it is also worthwhile today to pause and remember our origins.

Some of you may not be aware that the catalyst for the formation of the IPBA were serious governance issues at the Asia Pacific Lawyers Association. This culminated in a meeting in late March 1990 of 9 lawyers at Katsuura, Chiba Prefecture, Japan, the vacation home of Nosei Miyake. It was here at this villa overlooking the Pacific that the ideals of the IPBA were discussed, debated and formulated.

Whilst we recognise that the IPBA was, and is, the work of many leaders, and many dedicated workers, Singapore would like today to honour Nosei Miyake’s particular contribution. Nosei is a lawyer and leader of huge stature in Japan and the world over. More impor-

tantly, it was his vision and leadership that helped form the IPBA - an organisation that fills a vacuum of a democratic forum where lawyers active or interested in the region’s business are able to interact and exchange opinions. The IPBA is an organisation where the leadership is primarily Asian, where lawyers of the region have a greater opportunity to express themselves and participate.

Nosei played a critical role not just in the founding of the IPBA but throughout, till today. Nosei was the key liaison amongst steering committee members during the IPBA’s formation and was in fact responsible for organising the first IPBA Conference in 1991. Indeed, Nosei personally guaranteed 350 rooms at the Tokyo Bay Hilton for the first Conference. As it was, many more attended. Nonetheless, Nosei chose not to be the first president. This is the very nature of this great man. He has continued throughout these last 2 decades working to support the IPBA in countless ways, often in the background, continuing to organise, motivate, persuade those within the organisation. As testament to these skills, it was he who persuaded me, against my better judgement, to organise this 20th Conference in Singapore. It is he who continues to ensure the Spirit of Katsuura lives on at the IPBA.



IPBA 発祥の地・千葉県勝浦 三宅能生邸お庭
(撮影：濱田邦夫)

We have had 2 rounds of standing ovations at this Conference for strong men of passion, commitment and leadership. There is a third. Can you all join me today for a standing ovation to honour and thank Nosei Miyake please.

Before I conclude, I would like to make a few remarks about the Presidency of the IPBA. In the founding of the IPBA, Nosei Miyake and our founders saw the Council of the IPBA as its governing body. At Katsuura our founders felt that Council was needed to balance the President's power within the organisation. The President's role was conceived to be a visible ambassador of the IPBA and that he should not have many substantive functions. The President would appoint, preside and represent, but not dictate.

It is in this spirit that I look forward to serving the IPBA in the year ahead till we convene again in Kyoto. It is in this spirit I ask you to join me in serving the IPBA, in the Spirit of Katsuura.

Lee Suet Fern
5 May 2010



三宅能生 第11代 IPBA 会長と濱田邦夫 初代 IPBA 会長
IPBA 創立記念のモニュメントの前で (2010年6月)



初代 IPBA 会長 濱田邦夫先生と奥様 (2010年6月)



Annual General Meeting にて。スタンディングオベーションで功績を称えられる三宅能生先生 (真中)